

平成 24 年度及び平成 25 年度の 岐阜県後期高齢者医療保険料の料率について

○保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※ × 所得割率」の合計となり、保険料率は 2 年ごとに見直されます。

※所得＝総所得金額等－33 万円（基礎控除）

区分	平成 24・25 年度	平成 22・23 年度	増加する額（ポイント）
均等割額	40,670 円	39,310 円	1,360 円
所得割率	7.83%	7.39%	0.44 ポイント

・一人あたりの保険料（試算）について

保険料は所得に応じて計算されますが、所得の少ない世帯の方には保険料の軽減措置があります。軽減後の被保険者の一人あたり保険料を比較すると 4 % の増加が見込まれます。

区分	平成 24・25 年度	平成 22・23 年度	増加する額（ポイント）
一人あたり軽減後 保険料額（年額）	56,423 円	54,235 円	2,188 円（4 %）

・保険料の増加を抑制します。

平成 24 年度及び平成 25 年度の一人あたり保険料額は、何ら保険料の増加抑制策を講じない場合、11.8% の増加が見込まれます。このため、平成 23 年度末までに生じると見込まれる剰余金の全額活用及び県に設置してある財政安定化基金を活用することにより、一人あたり保険料額の上昇を 4 % にとどめます。

※保険料が増加する主な要因について

ア 一人あたりの医療費が伸びています。

医療の高度化等により高齢者の一人あたり医療費は年々増加しており、平成 24・25 年度は 2 年分で約 5 % の増加が見込まれます。

イ 後期高齢者負担率の引き上げ

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成 22 年度及び平成 23 年度が 10.26% でしたが、平成 24 年度及び平成 25 年度は 10.51% に改定されました。

ウ 平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料率改定時に、保険料率を据え置いたことも要因となります。

・保険料の賦課限度額を改定します。

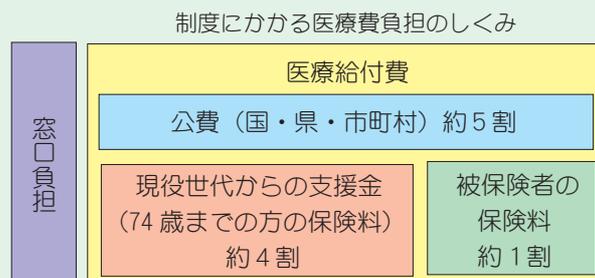
保険料の賦課限度額（保険料の上限額）を中低所得者層の負担軽減を図るため 55 万円に改定します。（改正前 50 万円）

・平成 24 年度の後期高齢者医療保険料は、平成 24 年 7 月中旬に通知します。

【参考】

後期高齢者医療制度にかかる医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進むなか、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支え合いのしくみです。



【問い合わせ先】

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎ 058・387・6368